

ぷらざこむ2利用のきまり

ぷらざこむ2利用者運営委員会作成

1. ぷらざこむ2建物内の多目的室・防音室・倉庫・スポーツ広場・その他共用スペース (以下ぷらざこむ2とする)の利用目的と利用内容

- (1) 利用目的は、障がい者の社会参加と福祉、教育を促進し、障がい者自身が生き生きと生きるための各種活動を行うためです。
- (2) 営利性をもった利用は認めません。
- (3) 宗教活動、宗派活動、政党活動、選挙活動の利用は認めません。

2. 利用場所

ぷらざこむ2建物内の

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (a) 多目的室 | (c) スポーツ広場 |
| (b) 防音室 | (d) 用具室・大(多目的室となり)と用具室・小(階段下) |

3. 利用者について

- (1) ぷらざこむ2を利用できるのは、宝塚市を中心として活動している障がい(児)者の団体、及び宝塚市在住の障がい者(児)に限ります。
必要な場合には、援助者、同伴者なども同行参加できます。
- (2) 利用目的にかなうため、ぷらざこむ2利用者は、毎回参加者全員の50%以上が障がい者となるメンバー構成でなければなりません。
但し、活動に参加しない援助者、同伴者はメンバー構成には含みません。
- (3) ぷらざこむ2は、利用者事前登録制とします。登録希望者及び団体は、所定の登録申請用紙に記入し、運営委員会の許可を得て利用登録を行います。
毎年、登録の更新手続きを行います。(更新時期は6月)
- (4) 暴力団関係者、泥酔者、「利用の決まりに」に従わない方の利用はお断りします。

4. ぷらざこむ2利用者運営委員会について

- (1) 利用の目的を全うする為に「ぷらざこむ2利用者運営委員会」(以下運営委員会とする)を設置しています。運営委員会は別紙規約を定めます。

5. 利用日、利用時間

- (1) 休館日 (a) 国民の祝日とその前後の日曜日 (c) 盆休み
(b) ゴールデンウィーク (d) 年末年始
毎年の休館日日程は、「ぷらざこむ1」及び「さざんか福祉会」の休館・休園を元に、運営委員会にて決定します。
但し、スポーツ広場のみ、運営委員会の承認があれば休館日の使用も可能とします。
- (2) 利用時間
* 午前の部 9時～13時 * 夜間の部 17時～21時 (但し、土曜・日曜は不可)
* 午後の部 13時～17時 * 深夜の部 21時～翌日9時 (但し、運営委員会の承認要)

6. 利用料

- (1) 利用場所ごとに、午前、午後、夜間、深夜の各部 1回利用につき 300円とします。
- (2) 利用時間をやむなく当日延長した場合は、延長1時間につき100円とします
- (3) 利用料金の中からさざんか福祉会へ水道光熱費を支払い、その残りを備品維持修理費、こむ2利用目的のために、運営委員会にて積み立てます。
- (4) スポーツ広場の夜間利用に伴う照明代は、照明1時間あたり250円です。
(さざんか福祉会の光熱水費に充当)

